

日時・場所	平成30年9月18日（火） 15時00分～ 庁議室
出席者	山仲市長、西村教育長、瀬川議会事務局長、竹中政策調整部長、小山総務部長、田中市民部長、高橋健康福祉部長、赤坂健康福祉部政策監、三上都市建設部長、遠藤環境経済部長、吉川教育部長、川端会計管理者、吉田政策調整部次長、北脇広報秘書課長、事務局（企画調整課）

## 1. 市長指示事項

- ・ 新規採用職員が入庁後約半年経ち、先週から話し合いの場を持っている。前向きで澁刺としており、よい状態である。これは、それぞれの職場環境や先輩の対応がよいからこそであり、このまま、のびやかに仕事ができるようにしてほしい。
- ・ また、非正規の立場で仕事をしてきた人が、正規職員になってみると、今まで見ていた状況と全然違うので、逆に自信がなく慎重で、謙虚になっていると率直に話してくれた。ベテランならほとんど仕事ができるのが普通だと思われるが、やはり非正規で任されている仕事と正規の仕事では立体感が違う。市役所の仕事は表面で見えている以外にいろいろな準備や検討が必要で、見えない仕事が多くある。その前提で仕事が成り立っていることを改めて確認しておいてもらいたい。
- ・ 市長への手紙の回答案が私の手元に来るのに1ヶ月強かかっていることがある。慎重に調べ、検討することも大切だが、協議が必要なものは先に協議をしてもらい、できるだけ早く処理をするように。出す方からすると、いつ回答がくるのか、姿が見えない中で心配や不安がある。相手の立場を考えて対応すること。来庁者や電話にはすぐに対応しているはずであり、手紙も同じはずだが、催促がないため時間がかかっている。改めて、大切な情報であるので、適切に対応するようにしてほしい。

## 2. 報告事項

### ① 野洲市経営改善方針（案）について

[所管:政策調整部]

行財政改革推進方針および行財政改革推進計画が今年度で終期を迎えるにあたり、都市経営審議会の意見を踏まえて2019年度から2023年度における野洲市経営改善方針の案を作成したので報告する。10月19日開催の井戸端座談会にて市民との意見交換を行うため、9月の全協にて報告を行う。方針策定後は具体的なアクションプランを策定していく予定である。

また、経営改善方針の策定に当たって、現行の行財政改革推進計画の検証が必要であることから、現時点での検証結果を都市経営審議会に参考資料として提出する。効果額は、見込み額が482,774千円であったのに対し、909,932千円の達成額となった。これに関しては、不要な公共用地が高額で売却できたことによるものである。検証結果の全協への報告は、来年度に実績値が確定した後に改めて行う。

### ② 平成30年度人事評価等に関するスケジュールについて

[所管:総務部]

平成30年度人事評価等に関して、中間面談及び第2回部門間難易度調整会議等を実施する。各所属長による中間面談を9月19日（水）～10月19日（金）の間に、部門間難易度調整会議は10月29日（月）に実施する。

面談の結果、目標内容に変更が必要であると判断された場合は、10月19日（金）までにシステムの入力内容を変更願う。新しい目標を設定した場合は、その目標の難易度がAと考えられる場合でも、Bに入力し、部門間難易度調整会議で調整を行う。

### ③ 野洲市人事評価マニュアル改定について

[所管:総務部]

野洲市人事評価マニュアルについて、改定を行ったので報告する。

変更点は、①部門間難易度調整会議の開催を1回から2回に変更、②保育士・幼稚園教諭において主査職を追加、③用務員の表記を削除、④その他変更（成績判定区分、昇給区分表等）である。

### ④ 旧野洲第二保育園跡地の土地利用について

[所管:総務部]

旧野洲第二保育園跡地については、栄六自治連合会が土地利用を自治会で検討すべく平成27年12月1日付で平成30年11月30日までの3年間を期間とした公有財産管理協定書を締結していた。

栄六自治連合会から8月13日に管理期間延長について依頼があったが、公有財産管理協定書第2条第2項に規定する管理期間延長事由が確認できないことから、平成30年11月30日をもって管理協定を満了し、当初の予定どおり全面を売却する旨を回答したので報告する。また、売却の相手方が決定するまでの間は栄六自治連合会として利用することを認める。

⑤ 平成30年第6回野洲市議会定例会提出議案（No.2）（案）について

〔所管：総務部〕

補正予算1件を平成30年第4回野洲市議会臨時会に提出する。

→本日会派代表者会議にて提案を行った。台風21号被害に遭った公共施設の修繕料であり、1,800万円程度の補正である。

⑥ 台風第21号の被害報告について

〔所管：市民部〕

台風21号の9月14日時点での被害状況を取りまとめたので報告する。人的被害は2件（いずれも軽症）、住家等被害は33件（罹災証明を発行した数）であった。公共施設では都市公園での倒木、保育園・幼稚園の屋根の損壊等の被害があり、また、道路の陥没や農業に関する被害の報告も受けている。避難者は47人（25世帯）であった。

⑦ 野洲慈恵会との公有財産使用賃借契約の1つを解消したことについて

〔所管：健康福祉部〕

高齢者福祉施設の用途で、野洲慈恵会に無償で貸し付けている普通財産の市有地の一つに関して、野洲慈恵会に現時点で用途に使用しない見込みがないことを確認したため、同契約を解消する。当面は普通財産として適正に管理し、市の臨時駐車場等として適宜利用する。

⑧ 平成30年度野洲市小規模多機能型居宅介護整備事業者の公募について

〔所管：健康福祉部〕

高齢者が介護が必要になっても住み慣れた地域で生活を継続することができるよう、第7期介護保険事業計画に基づき、地域密着型サービスである「小規模多機能型居宅介護」を整備する事業者を公募する。市ホームページや広報10月号に掲載を行い、今年度中に選定業者を決定する。事業所の開設は平成32年4月の予定である。

→応募の見込や問合せはあるのか。

→昨年計画策定中に2件問い合わせがあった。

→表記について、特養公募の際と表記を合わせておくこと。

⑨ 野洲市自殺対策計画策定における庁内策定フロー

〔所管：健康福祉部〕

野洲市自殺対策計画策定にあたり、庁内策定フローを整理したので報告する。関係課が実施している既存事業で、「生きる支援（生きることを支える取組）」と関連し得る事業を洗い出し、関係課会議において計画素案への具体的な盛り込み方について協議を行う。10月末に計画素案の作成を行う予定である。

→既存の事業を自殺対策という枠組みで計画に貼り付けを行うものであり、計画策定後に評価を行う必要があるのか。評価は、自殺対策に役立ったかどうか、事業の進捗か、何を評価するのか。評価は他でもやっており、計画に盛り込むことにインセンティブはなく、手間だけかかる。作業についてはこのまま進めれば良いが、運用にあたっては気をつけること。

⑩ 全員協議会への提出事項について

〔所管：総務部〕

報告事項6件、連絡事項5件を全員協議会に提出する。

3. 協議事項

なし

4. その他伝達事項

- ・ 北海道胆振東部地震災害義援金等の受付を9月14日から市役所受付及び市民活動支援センターで開始した。日赤が平成31年3月31日までを受付期間としていることから、市でも同日までを受付期間とする。ホームページに掲載し、周知を図る。（健康福祉部）
- ・ オクトーバーフェストを9月22日・23日に開催する。本日正式決定を行ったので報告する（環境経済部）
- ・ 元議員の資格審査に伴う自治紛争処理委員での口頭意見陳述が9月10日に実施された。今後、紛争処理委員で報告書を作成され、10月3日までに知事が裁決をされる。（議会事務局）

5. 次回部長会議の予定

9月25日（火） 8時45分～ 庁議室